3 介 第 1 1 6 6 号 令和 3 年 7 月 3 0 日

各高齢者施設 管理者 殿 各介護サービス事業所 管理者 殿

> 福岡県保健医療介護部介護保険課長 (監査指導第一係) (監査指導第二係)

「まん延防止等重点措置の実施について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

県では、7月28日の対策本部会議において、現在の感染状況や病床使用率等を踏まえ、福岡コロナ警報を発動し、県民及び事業者の皆様に対して不要不急の外出自粛や営業時間の短縮等の要請を行いました。

このような中、国は、全国の一日の新規陽性者数が初めて1万人を超えるなど急激な感染拡大が見られており、集中的な対応をとる必要があるといった理由から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、その期間については、8月2日から8月31日までとすることを決定しました。

県としましては、高齢者施設等における感染防止対策の取組みについても引き続き要請している ところであり、皆様には、重ねて御不便をおかけしますが、全員で力を合わせて感染拡大を抑え込 み、一日も早く通常の生活を取り戻せるよう御協力をお願いいたします。

<資料>

福岡県ホームページ「まん延防止等重点措置の実施について」

アドレス: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/143267.pdf

福岡県保健医療介護部介護保険課

監査指導第一係 TEL: 092-643-3251 監査指導第二係 TEL: 092-643-3319